

(南平) 業作出墳古浪樂

二 古蹟調査・附博物館及朝鮮史編修

一、古蹟調査 本府は明治四十二年以來、韓國政府時代に着手したる古建築物並古蹟の調査を繼續し、大正四年一旦終結を告げたのであるが、古來の遺蹟及遺物は其の數極めて多く從來の調査は其の一斑に過ぎざるのみならず、近來交通機關の發達並産業の勃興に伴ひ、遺蹟遺物の漸次散逸湮滅に歸する虞あり、仍て翌五年四月更に新計畫を樹て五箇年を期して之が調査を行ふことをし、調査事項を先史遺蹟（貝塚・遺物包含層・遺物散布地・堅穴）古墳（高麗以前に屬する墳墓の調査並遺物蒐集朝鮮）史蹟（都城・其の他先史遺蹟の調査並遺物の蒐集）古墳（中期以前に屬する主要なる墳墓の形狀の調査）史蹟（宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等）古建築（歴史上又は工藝上参考となるべき城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟等の調査並遺物の蒐集）史蹟（宮殿・城門・樓臺・祠宇・壇廟・客館・校舎・寺刹）金石其の他の遺物（佛像塔・燈碑・幢竿・石獸・石人・石槽・鐘・香爐・鏡・祭器・樂器・橋梁等の調査並蒐集）古文書（歴史其の他考古の資料となるべき金石製作物木製古文書歴史其の他考古の資料となるべき古文書の調査並蒐集）等に分ち、同年九月より調査に着手し、十年三月末を以て完結したのであるが毎年の調査は報告書を印刷して之を公にするこさせり。又大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し、貝塚・石器・骨角器類を包有する土地及堅穴等の先史遺蹟・古墳並都城宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟並其の他の史實に關係ある遺蹟・年代を経たる塔・碑・鐘・金石佛・幢竿・石燈等にして、考古の資料として保存の價值あるものは名稱・種類・形狀・大小・所在地・所有者又は管理者の住所・氏名若は名稱・現状由來・傳説・管理・保存の方法等を臺帳に登録し、此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に届

出でしめ、臺帳に登録したる物件に關して現状を變更し、移轉修繕處分等を爲す場合は總督の許可を受けしむることこし、同時に主要なる遺蹟及遺物に對しては順次保存工事を施行し來つたのである。斯くして遺蹟遺物の主要なるものは略々調査を遂げたのであるが、既に判明せる遺蹟遺物の調査をするもの尙甚だ多きのみならず、調査の進行に伴ひ、新に之を發見するここと亦少からざるべき現状に在り、之が調査を繼續して過去の文化を闡明し、其の形跡を保存するは國家當然の責務であつて、殊に朝鮮の如く主權の所在に異動ありし地域に在りては、前代文化の保存を計るは最も必要なる事項なるを以て、依然調査を繼續することこし、調査の方法を一般・特別・臨時の三種に分ち、一般調査に於ては一道を分ちて、其の地域内に於ける未調査の遺蹟遺物を遗漏なく踏査し、特別調査に於ては物件を特定して精密の調査を行ふことこし、臨時調査に於ては物件の破壊・古墳の盜掘等の虞ありて急を要する場合に於て隨時之が調査を爲し、物品を蒐集し、又は遺蹟・遺物の保存方法を定め、此等毎年の調査は報告書を印刷して之を公にするこし、既に大正五年度より昭和八年度迄各種の調査報告書及特別報告を發行したのである。又毎年朝鮮古蹟圖譜を刊行し、朝鮮古來の工藝美術と共に其の文化發達の有様を紹介するに努め、又古代の建造物中寺刹の所有に屬するもの三百七十餘の多數あり、此等の中、歴史の證徵若是美術の模範となり、國費を補助して其の維持保存を圖る必要あるものに對しては破損の程度に應じて、順次保存工事に着手し、既に慶尚北道慶州郡芬墓寺佛塔、全羅北道金堤郡金山寺殿堂及慶尚北道慶州郡石窟庵・佛國寺、同道榮州郡浮石寺、殿堂、江原道金剛山長安寺大雄殿

等の修繕を了し、昭和八年度黃海道黃州郡成佛寺極樂殿の修理工事を完了し、尙同九年度に於て引續き前記成佛寺の應真殿の修理を完了し同十年度より全羅南道求禮郡華嚴寺の覺菴殿の修理に着手したのである。

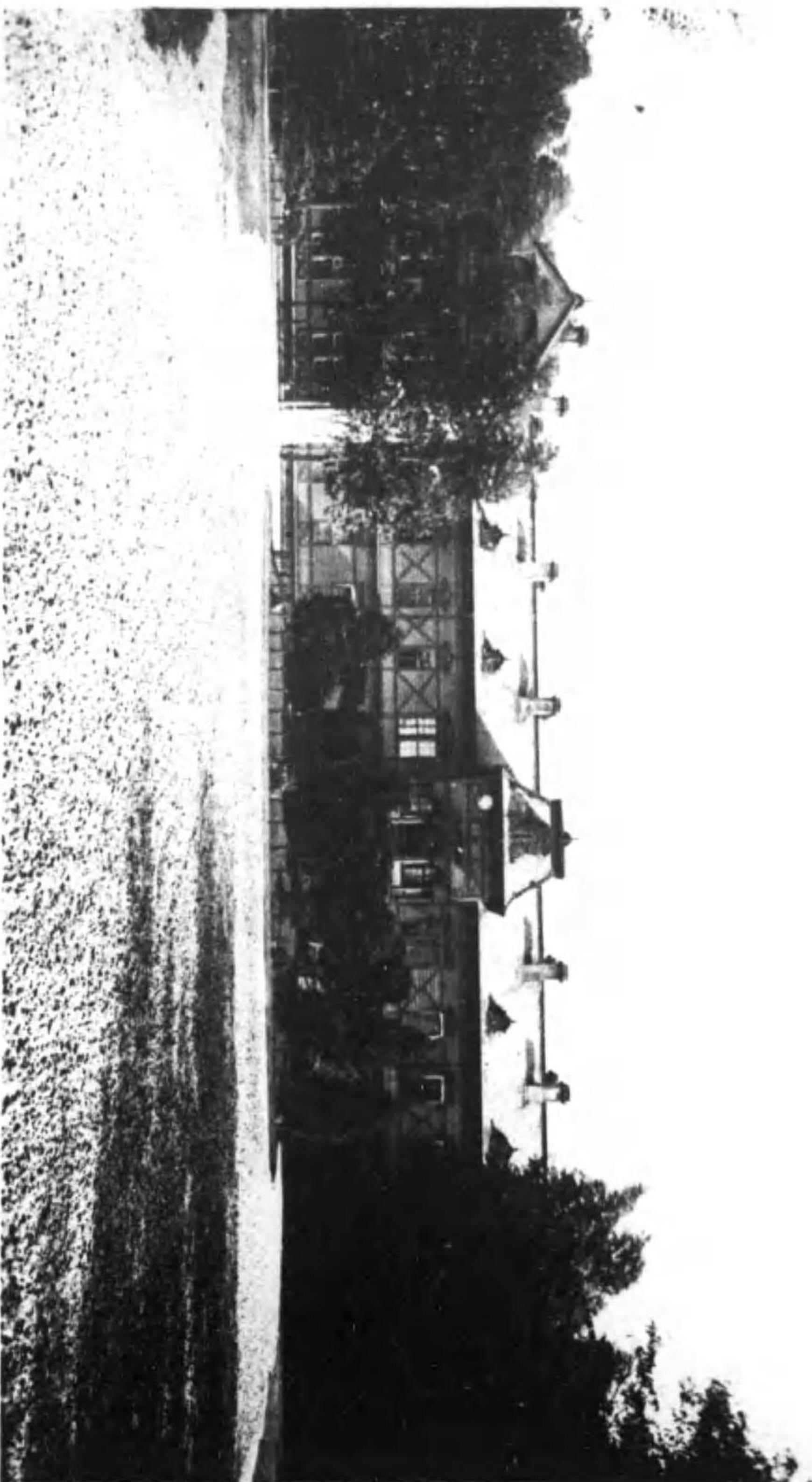
二、寶物古蹟名勝天然記念物の指定 朝鮮總督府に於ては、朝鮮に於ける寶物古蹟名勝天然記念物の保存維持を圖るため、昭和八年八月制令第六號を以て朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令を公布し、之と同時に、同年同月勅令第二二四號を以て朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制公布せられたるを以て、昭和九年五月始めて本府に第一回保存會總會を次に昭和十年九月第二回保存總會を開き、該會に諮問したる後、朝鮮總督は朝鮮總督府官報に告示し、寶物二百六十九件、古蹟七十二件及天然記念物四十四件の指定を爲すに至つた。而して同保存會總會に、京畿道水原の空心墩及び水原長安門修繕の件を付議し、同會の決定を經て、昭和九年度より國費を以て前記古蹟を修理したのである。

三、博物館 大正四年始政五年記念朝鮮物産共進會の開催に際し、其の陳列館の一部たる京城景福宮構内に新築せる美術館を中心とし、同構内の舊宮殿の一部をも利用して同年十二月之を開設し、制度・風俗・文藝・宗教・美術・工藝其の他歴史の参考憑徵となるべき資料を集め、一般の参考並觀覽に供しつつあり、又新羅の舊都たる慶尚北道慶州に大正十五年六月博物館分館を開館せるが、其の陳列品は主として慶州金冠塚其の他發掘遺物及財團法人慶州古蹟保存會並個人よりの寄託品を以て之に充て、

更に新羅を中心として南鮮に於ける遺物を順次蒐集陳列し、三國時代新羅・任那・百濟及新羅一統時代佛教藝術品を蒐集陳列し一般の觀覽に供しつゝあり。

四、朝鮮史の編修 朝鮮の文化は其淵源甚だ遠く、且つ優秀なるもの亦渺からず、然るに從來之等の記録、古文書其他の史料の保存方法が充分ならざりし爲、逐年湮滅せんとする傾向があつたので、總督府は大正十一年十二月斯道専門の内鮮學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、廣く全鮮に亘りて史料を蒐集し、之を基礎として學術的なる朝鮮史の編纂に着手したが、所期の目的を達成せんには、更に權威ある組織に改むるを必要としたので、同十四年六月官制を制定し朝鮮史編修會を設置せられたのである。爾來逐年事業の進展著しく、史料の一般的蒐集並に整理は略々完了したので、既に昭和六年度より朝鮮史の印刷に着手したが全三十五卷の豫定中既に二十六卷を刊行し目下引續き残卷の印刷及び草稿作成中にして昭和十二年度中には全部を完了する豫定である。

尙「朝鮮史」の編修刊行に伴つて、蒐集せる重要な史料を廣く一般に紹介せんが爲め「朝鮮史料叢刊」及び「朝鮮史料集真」を編纂し、既に昭和八年度より寫眞版或は活版を以て刊行を進めてゐるが、是亦昭和十二年度を以て完成する豫定である。



(山龍府城) 部 令 司 軍 鮮 朝

一一一 軍 事

陸 軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として朝鮮軍司令部を置かる。

朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し、天皇に直隸し、朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率し、朝鮮の防衛に任ずる、軍司令部に參謀・副官・經理・軍醫・獸醫及法務の六部を置く。大正四年第十九、第二十兩師團を朝鮮に増設するの計畫成り、翌年四月其の編成に着手し、同十年四月、を以て完成を告げ、又同十一年平壤に飛行第六大隊を増設せられ、同十四年之聯隊に改む。兩師團の配備左表の如くである、昭和十一年八月第二飛行團司令部を設置せられ、飛行第六、第九聯隊を統轄す。

在 朝 鮮 師 團 配 備 表

九 十 第		羅 南		第三十七		步 兵		騎 兵		野 砲 兵		山 砲 兵		重 砲 兵		工 兵		飛 行			
師團(飛行)	團(飛行)	師團(飛行)	司令部	旅團	所屬司令部	步	兵	騎	兵	野	砲	兵	山	砲	兵	重	砲	兵	工	兵	
團(飛行)	團(飛行)	司令部	在地	旅團	所屬司令部	聯	隊	聯	隊	聯	隊	聯	隊	聯	隊	聯	隊	聯	隊	飛	行
第三十八	羅 南	第三十七	咸 興	第七十三	第二十七	第七十四	第一	第二十五	第一	第二十五	第一	第二十五	第一	第二十五	第一	第二十五	第一	第二十五	第一	飛	行
第七十六	羅 南	第七十五	會 寧	第十九	咸 興	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧	會 寧

海軍

大邱	忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道
平壤	咸興憲兵隊
羅南	兵隊
咸鏡北道	平安北道・平安南道
咸鏡南道	江原道(通川郡・高城郡・襄陽郡・江陵郡・三陟郡・蔚珍郡)
以上	の外朝鮮に於ける陸軍諸官衙左の如くである。
官衙	所 在 地
朝鮮軍法會議	龍 龍 鎮
朝鮮陸軍倉庫	山 山 基
朝鮮衛戍刑務所	山 山 基
軍馬補充部雄基支部	山 山 基
陸軍造兵廠平壤兵器製造所	山 壤 壤
陸軍兵器本廠平壤出張所	金 山
陸軍運輸部釜山出張所	津 山
右同	清 津 出 張 所

官衙外車馬行人宣詔旨意

日露戰役の際、我海軍は慶尙南道巨濟島松眞に假根據地防備隊を置いたが、其後之を鎮海防備隊と改稱し、又同戰役中元山に置きたる臨時防備隊は其後永興灣内の松田灣に移し、之を永興防備隊と改稱し

軍事

鐵浦・元山及羅津に要塞司令部を置かる。要塞司令官は朝鮮軍司令官に隸す。該要塞地帶は陸海軍省告示を以て別に定めらるる所に據る。

軍監は京城に在り、詔旨令官は憲兵司令官に就し、朝鮮に於ける憲兵隊を統率する。憲兵隊は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官・鎮海要港部司令官・行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を承く。而して其の憲兵隊區左の如くである。

三

3

三
四

た。

明治四十年四月一日對馬及朝鮮の海岸海面を第五海軍區とし、慶尙南道鎮海を軍港としたが、鎮守府を置かず、佐世保鎮守府をして之を管轄せしめ、同四十五年四月松真に於ける鎮海防備隊を鎮海に移轉した。

大正五年四月鎮海軍港に要港を置き、鎮海要港部と稱し、永興防備隊を廢止した。

同十二年四月對馬島及朝鮮の海岸海面を第三海軍區に編入し、鎮海軍港を鎮海要港と改稱せられた。

鎮海要港部は朝鮮全岸及對馬島海峽の防禦並に警備を掌り、併せて軍需品の配給を爲す。要港部は司令部・工作部・港務部・病院等より成り、防備隊・航空隊・無線電信所及警備艦船を附屬せしむ。又仁川・鎮南浦及永興には燃料貯藏場がある。

鎮海要港部司令官は海軍中將又は少將を以て之に補し、天皇に直隸し、部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を受け軍政を掌り、作戦計畫に關しては軍令部總長の指示を受く。

鎮海防備隊は鎮海要港部に屬し、要港陸上警備及機雷敷設、掃海等海面防禦に關することを掌る部隊であつて、司令は要港部司令官に隸し、隊務を總理する。

驅逐隊は要港部の警備隊とし配屬せしめる。

海軍燃料廠平壤礦業部（所在地平安南道大同郡寺洞）は山口縣德山所在海軍燃料廠の一部であつて、吳鎮守府に屬し、石炭及煉炭の生産に關することを掌る。同部は大正十一年四月平壤炭田の一部及元朝鮮總督府平壤礦業

所の施設一切を海軍省に移管したるに同時に、其の事業を繼承したものであつて、同炭田は無煙炭を產生し、炭量豊富、品質亦優良にして現今礦區を三採炭區に分ち、坑口十二箇所を稼行し、煉炭機三基を有する。採掘炭の大部分は軍用煉炭の原料として、平南線に依り鎮南浦を經て海路德山に於ける海軍燃料廠に移送し、一部は民間の需要に應じ、煉炭も亦軍用に供すると共に鮮内に於ける燃料調節の一助たらしむる主旨を以て家庭用燃料として民間の需要に應じてゐる。

一三 在滿朝鮮人の概況

移住の沿革

鴨綠江及豆滿江の一衣帶水を隔てたる滿洲への朝鮮人移住は地理的及び歴史的に深き關係を有し、其の沿革には相當古きものがある。清朝康熙帝の頃、既に間島地方には農耕に從事する韓人移住の點在を見たるが、降つて明治二、三年頃より漸次其の數を増加し、現在在滿朝鮮人の概數は實に百萬を號せらるる狀況にある。今滿洲を間島其の他の二地方に分ちて朝鮮人移住者の概況を述ぶれば次の通である。

一、間島地方 間島地方は舊中國領域の東北邊隅に位し、且之が舊韓國との境界分明ならざるのみならず、人口頗る稀薄にして而も地味肥沃なりし關係上、昔時より自然國境地方住民の恒常に移住する者多く、就中明治二十三年の所謂庚午の凶歉に際しては北鮮地方の罹災民相次で移住し、明治四十年間島在住朝鮮人保護の爲、統監府臨時派出所の設置せらるるや、鮮内各地より移住する者漸く繁く、爾來增加の一途を辿り、昭和十年六月の統計の示す處に依れば其の數四十五萬三千三百四十五人に上り、間島總人口の約八割を占むる狀勢にある、而して其耕地面積も大半は既に朝鮮人の所有に屬し、且滿洲國人の所有する耕地も殆んと全部朝鮮人に依つて耕作せられつつありて、正に朝鮮の延長たるの觀がある。

二、間島以外の満洲 間島を除く満洲所謂表満洲への移住は上記間島地方に於けるご略同様の關係に於て鴨綠江を渡り東邊道地方へ進出し農耕に從事したるに始まるのであるが、此等は多く支那人の捨て顧みざる濕潤地を求めて水田を開墾し、漸を追ふて奥地に進むに至れるのである、殊に日露役の後安奉線開通せらるや、俄に平安南北道を主とし、南鮮方面の農民等南満洲鐵道を通じて其の沿線に又延びては北満鐵道沿線及吉敦線沿線地方へと北上し、大正二、三年頃より其の趨勢更に著しきを加へつつあつたが、満洲事件後に至つては帝國の保護從來より濃厚となりたるに伴れ、一層其の傾向に拍車を加へ、東に進み西に出で現在に於ては、東蒙古・鄭家屯・泰來方面は固より遠く熱河地方及蘇滿國境各地にまで伸展し、昭和十年六月末に於ける統計は三十五萬四千百六十一人を示すも、其實數は之よりも大なるべく、此等鮮農は日夜孜孜とし、曠野を拓き、農耕に從事し、今や十數萬町歩の水田を開墾するに至り満洲國の寶庫充實に貢獻しつつある状況にある。

施設の大要

一、満洲事件前に於ける施設 半島の地を去りて大陸の沃野に憧れ渡満せし朝鮮人の多くは、赤手空拳何等の資本を有せざる爲、日夜の奮闘努力に依り得たる秋收も、満人地主へ收むる小作料に或は高利債務の支拂に徵收せられ殊に甚しくは舊軍閥の苛斂誅求の爲其の效果の餘す所殆んどなく、農耕資金は勿論、日々の生活の糧にも追はるが如き悲慘なる生活を續けた。依つて韓國當時の統監府は間島

に臨時派出所を設け、種々の保護施設を講じて此等同胞の伸展を圖り來りしが、更に日韓合併後本府は益々其の施設を擴充し、各地に本府職員を駐在せしめ、直接朝鮮人の保護に當らしめたる外、外務省、滿鐵會社等と協力し、年多額の經費を支出して教育・衛生・獸疫豫防・金融・產業及救濟等に關する各般施設をなし、且之が充實に努め來りたり。

二、満洲事件後に於ける施設 滿洲事變と共に鋒起せる暴逆な兵匪共匪土匪の魔手を逃れ鐵道沿線其他市街地に避難し來りたる奥地居住朝鮮同胞の數は一時的ではあつたが、間島及表満洲に於て各三萬餘人の多きに上つた。依て本府は此等避難民の救護處理の爲、新京に事務官を派遣駐在せしめたる外、各避難地中重要箇所に臨時に多數の職員を配置し尙又本府内にも相當數の職員を増員し、軍部・大使館及領事館等と協力して之が救濟に遺憾なきを期した。満洲國の建國成るや、満洲の情勢全く一變し多年舊軍閥の誅求に喘ぎつづありし在滿朝鮮人は生活の更生を期し得るに到りたり、而して之の割期的現象は又一面鮮内一般民衆に大なる刺戟をあたふる結果となり、新に多くの渡満者を誘致するに至りたり。是に於て本府は是等朝鮮人の保護撫育に一層の拍車を加ふるの必要を認め先づ其の第一着手として既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・產業の諸施設を益々積極的に擴充し、次で事變に依る避難民の永久的安定處置として、表満洲に於ては昭和六年度に鐵嶺、昭和八年度に營口及河東、昭和九年度に綏化の四安全農村を、昭和十年度には三源浦の安全農村を建設すると共に既設農村の擴充に努め、更に昭和十一年度興京に旺清門安全農村を建設中である、

此等の安全農村には何れも南滿及北滿一圓に亘る避難鮮農及其の他貧困なる鮮農を收容し將來自作農たらしむる豫定である。夫等各農村の状況を概述すれば次の通である。鐵嶺安全農村は満鐵本線亂石山驛の西方約一里の地點に在り、總面積七百五十町歩、内水田六百五十町歩に亘り鮮農三百四十九戸千七百一人を收容してゐる。

河東安全農村は北滿鐵路東部線烏吉密河驛の東北約二里の地に位し、總面積二千五百町歩、内水田千七百町歩、畑其の他八百町歩に亘り、鮮農千戸五千人を收容する計畫の下に現に六百八十三戸二千九百二十九人を收容して居る。

營口安全農村は遼河の河口營口の田庄臺との間、遼河の右岸廣袤一萬五千町歩の草生地中に在り、總面積は三千町歩に亘り、鮮農一千五百六十四戸、七千八百二十七人を收容してゐるが、昭和十年度には更に約二千五百町歩を商租し千二百戸を收容すべく事業進捗中である。

綏化安全農村は北滿呼海線秦家驛の東方約四里の地點に位する約千三百町歩に亘り、鮮農四百六十五戸二千十四人を收容してゐる。

三源浦安全農村は總面積四百七十町歩に亘り、鮮農百七十七戸、八百六十六人を收容してゐる。

旺清門安全農村は奉天省興京附近に設置し、鮮農約三百戸を收容する計畫下に目下建設中である。

間島地方は、思想的に極めて複雜にして、満洲事變以前より不逞團の巢窟・共匪の根據地にして、善良なる鮮農は絶えず其の迫害を被り來つたのであるが殊に満洲事變直後に在りては王德林の擾亂あ

り、又兵匪共匪隨所に跋扈し、殺害・放火・掠奪・拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農は陸續として安全地帶に難を避くる状態にあつた。此等鮮農救濟の爲め本府は凡ゆる障害を排し、極力應急的保護を加へ、次いて間島の實情に鑑み、之が安住策として此の地方に集團部落を建設することとした。右部落は自衛自耕即ち自ら衛り、自ら耕す一種特異の農民部落であつて、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所更に同九年度には五箇所を建設した。本施設の實現は間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫することとなるを以て、匪賊は必死の勢を以て部落建設作業に妨害を試み、數十回に亘り襲撃を敢行したが、自衛團は常に勇敢に應戦し、克く之を排撃して部落を完成せしめた。本部落は地位的に見て要所要所を占據してゐるがために間島治安上最も效果的なる一大役割を演ずるに至つてゐる。本府は此等集團部落に收容せる鮮農の爲、各般の施設を集中し、將來模範農村たらしむべく努力中である。

尙集團部落建設と共に、本府は別に昭和七年度より東洋拓殖會社と協定し、向ふ五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し、目下着々進捗中であるが昭和十一年八月末に於ける實績は創定戸數二千八百三十戸、所要土地面積一萬三千二百六十四町にして、之に要したる資金は百四十七萬四千五百十三圓に達する。

以上述べた如く本府は在満朝鮮人の現地保護に付萬全を期し各般の施設を講じ來りたるが満洲事變後満洲の新天地を目指して渡満する鮮農の増大するに及びて、必然的に鮮満農間に種種耕作上其の他の

紛争を惹起し隨て之が既移住者の獲得した土地及小作に關する權利の確保に脅威を與ふるこゝとなり延いては滿洲國建國の精神たる五族協和の上にも不妙悪影響を及ぼすものあると共に一面又鮮内過剩人口の内地渡航が内地勞働界に異常なる影響を及ぼす狀況に鑑み本部は緊急之が對策として、中央及滿洲の關係方面に協力し、先づ在滿朝鮮人移住者の統制を圖り次で鮮内よりの滿洲移住を助成するの方針を確立し其の實行機關として昭和十一年九月制令に依り官の特別の保護と監督下に立つ資本金二千萬圓の鮮滿拓殖株式會社を設立した。其の本社は之を京城に置き南鮮地方に於ける過剩人口の北鮮地方移植を圖ること共に、滿洲國の鮮滿拓殖股份有限公司と一體不可分の關係を創り事業の圓満なる運行を圖ることとした。

斯くして本府は特に滿洲事變以後に於ける諸般状勢の飛躍的變化に順應すべく、在滿朝鮮人の完全なる安住發展を期し、諸種の計畫を進め、光輝ある同胞の將來を約し、一步一步其の實現に努めつつある。

昭和十一年十二月二十四日印 刷
昭和十一年十二月二十七日發 行

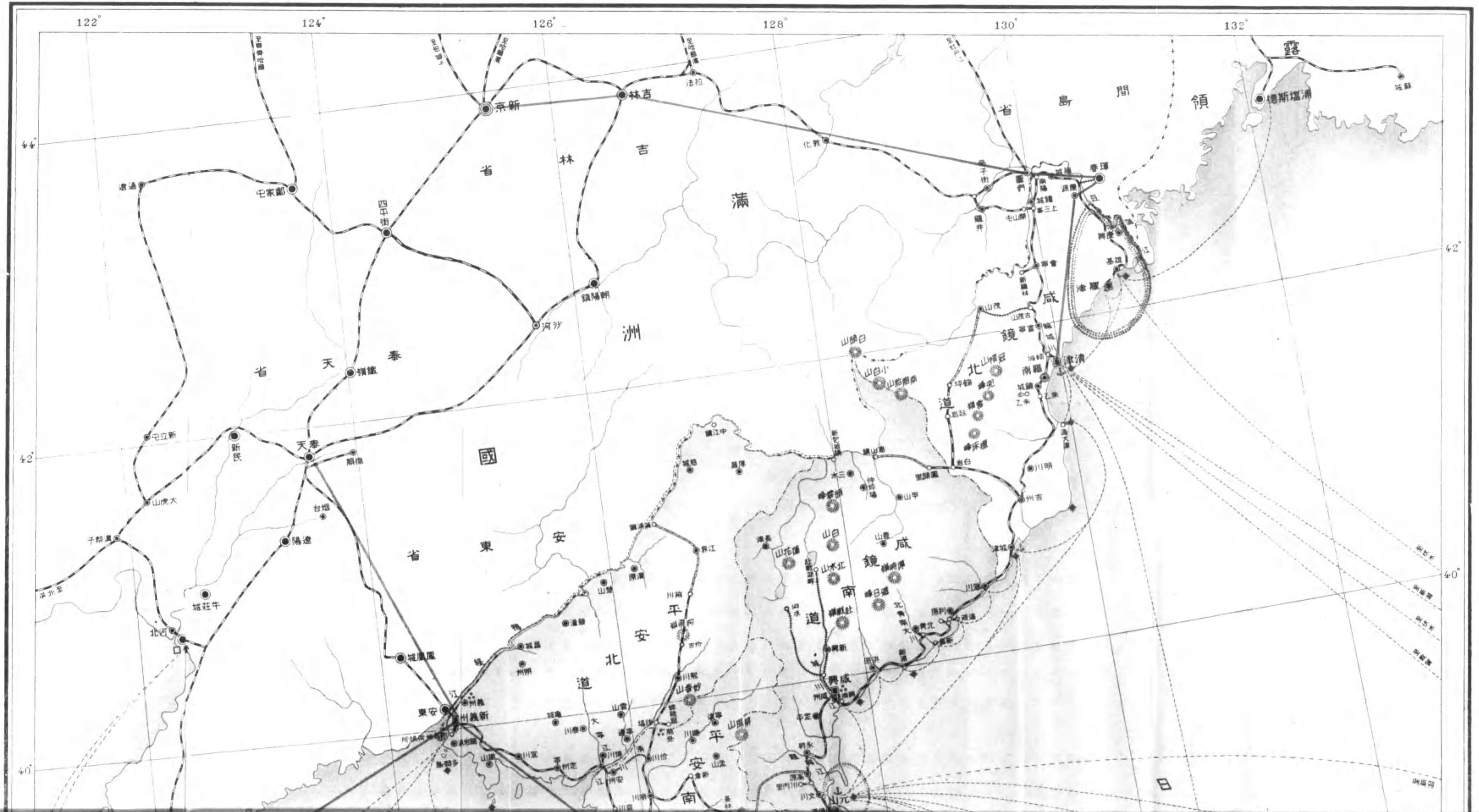
朝鮮總督府編纂

京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地

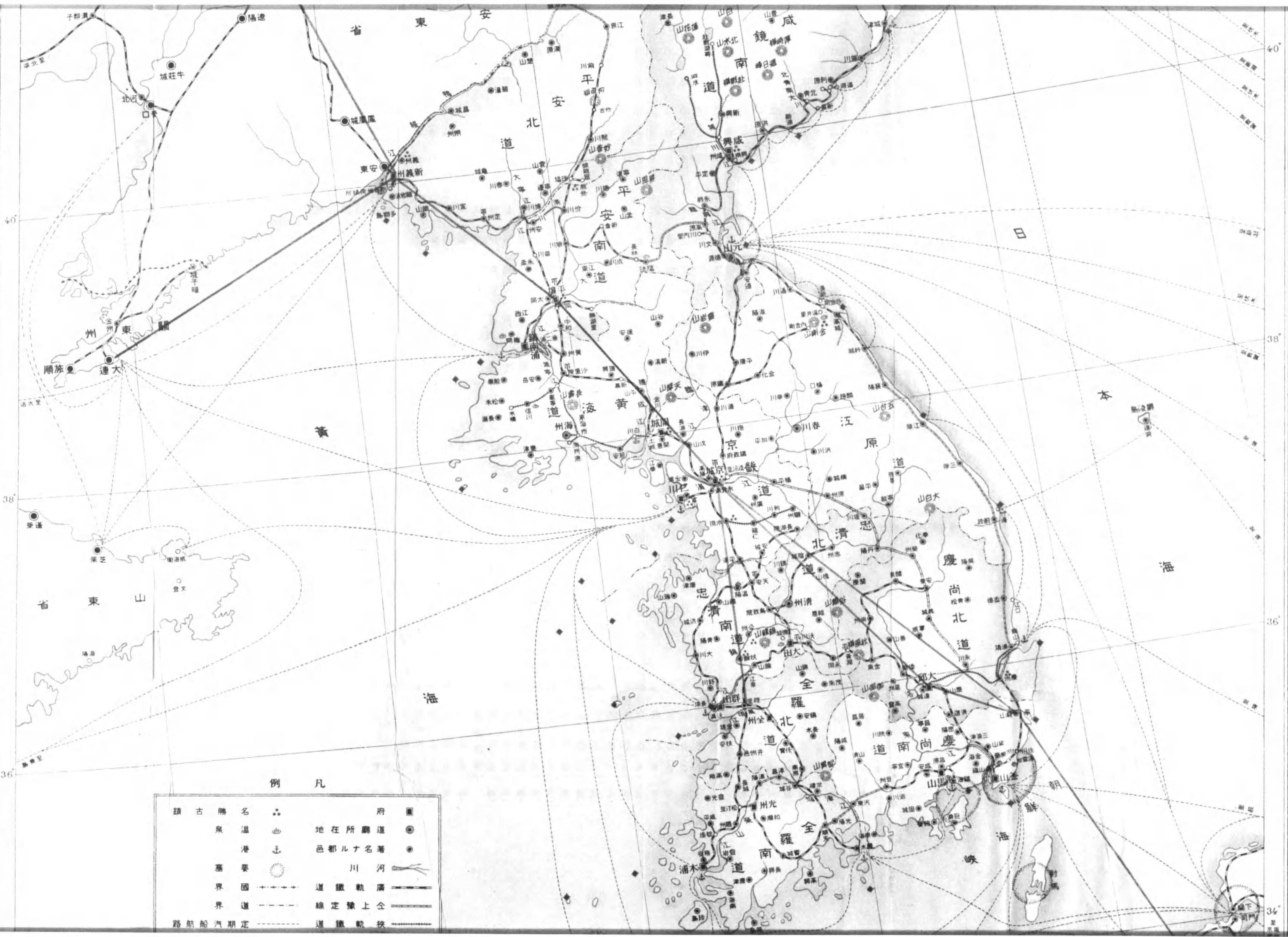
印刷所 朝鮮印刷株式會社

興源城城寧山寧津州川城咸
鏡
郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 北
慶 穩 鍾 會 茂 富 城 吉 明 羅 道
興源城城寧山寧津州川南

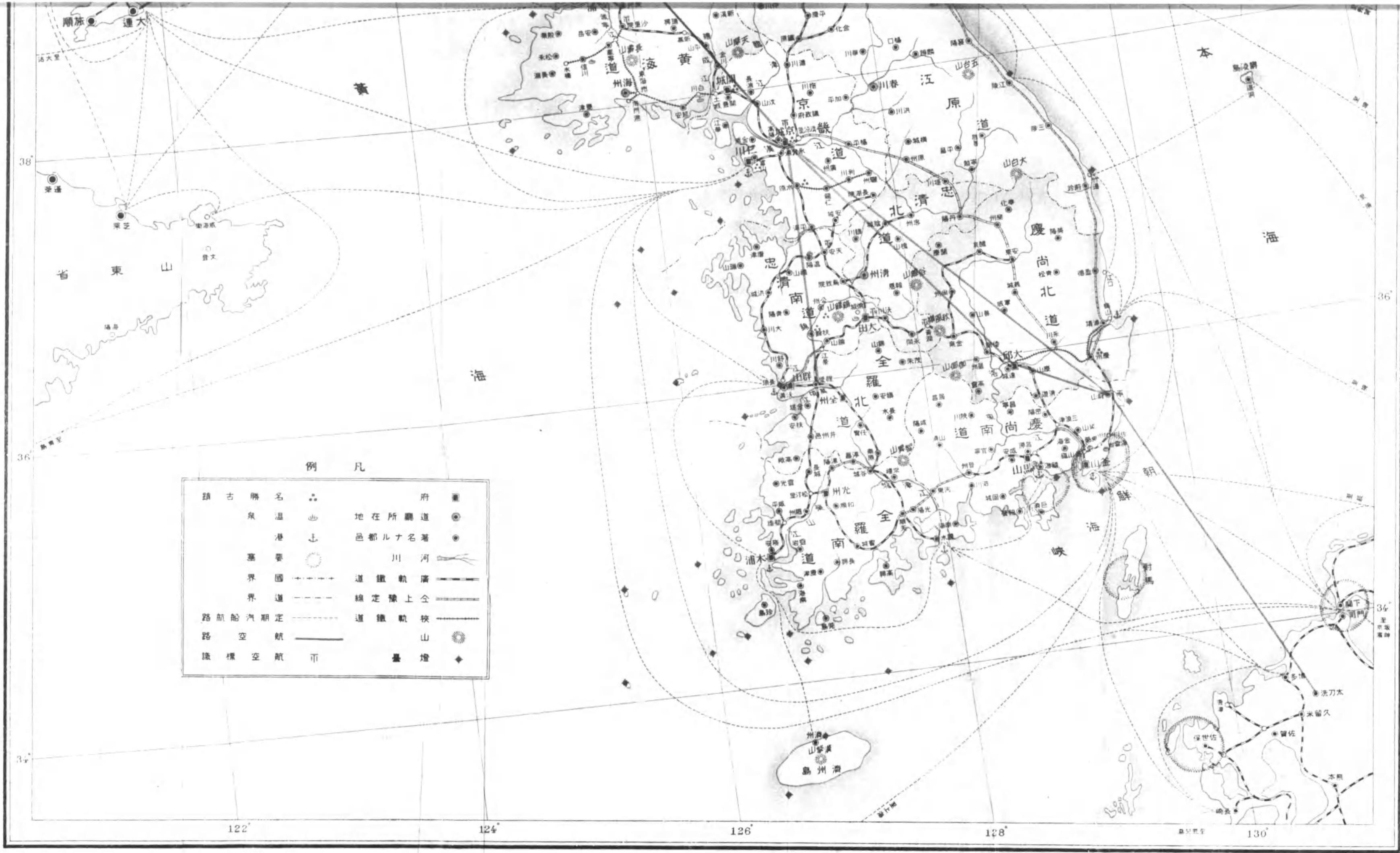
圖 地 魚羊 朝



昭和十一年十二月十五日現在



昭和十一年十二月十五日現在
朝鮮總督府



一之分萬五百二尺縮

里 0 5 10 20 30 40 50

長坡江金富始水振安龍利驪楊加抱漣楊廣高
濟羅清咸元新鎮平馬釜大光木全群大開仁京
湍州華浦川興原威城仁川州平平川川州陽京郡陵州島津津興山
義南壤山山邱州浦州山田城川城府
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡畿島島府府府府府府府府府府府府府府府府府府府
(長坡)江(金)仁(永)水(振)安(龍)利(驪)楊(加)抱(漣)楊(廣)京(道)
(慶北·道洞)(全南·濟州)(同咸鏡北道)(同咸鏡南道)(平安北道)(同平安南道)(同慶尙北道)(同慶尙南道)(同忠淸北道)(同全羅南道)(同全羅北道)(同忠淸南道)(同京畿道)

榮醜聞尚善金漆星高清慶永慶迎盈英青安義軍達 珍莞長靈咸羅務靈海康長和寶高順麗光求谷潭光
州泉慶州山泉谷州靈道山川州日德陽松東城威城慶島島城光平州安巖南津興順城興天水陽禮城陽山
尚

長坡江金仁永水振安龍利麗揚加抱連楊廣京道
登瀘州華浦川浦源威城仁川州平平川川州州城
(慶北)全南道(同成鎮北道)(同成鎮南道)(平安道)(同慶荷北道)(同慶荷南道)(同全羅北道)(同全羅南道)(同忠清北道)(同忠清南道)
(慶北)全南道(同成鎮北道)(同成鎮南道)(平安道)(同慶荷北道)(同慶荷南道)(同全羅北道)(同全羅南道)(同忠清北道)(同忠清南道)

益沃金扶高井淳南任長茂錦鎮完天牙唐瑞禮洪青保舒扶論公燕大丹堤忠陰槐鎮永沃報清開
全山溝堤安敵昌原實水朱山安州全安山津山山城陽寧川餘山州岐德忠陽川州城山川同川恩州忠豐
羅
南郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
道益沃金扶高井淳南任長茂錦鎮全道天牙唐瑞禮洪青保舒扶論公燕大道丹堤忠陰槐鎮永沃報清開
山溝堤安敵昌原實水朱山安州安山津山山城陽寧川餘山州岐德忠陽川州城山川同川恩州忠豐

肇醍聞尚善金漆星高清慶永慶迎盈英青安義軍達
平莞長靈咸羅務靈海康長和寶高順麗光求谷潭光
州泉慶州山泉谷州靈道山川州日德陽松東城威城慶島島城光平州安巖南津興順城興天水陽禮城陽山
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
榮醴聞尚善金漆星高清慶永慶浦盈英青安義軍天蓋珍長靈咸羅務靈海康長和寶高順麗光求谷潭光
州泉慶州山泉谷州靈道山川州日德陽松東城威城烏烏城光平州安岩南津興順城興天水陽禮城陽州

孟頤大谷達瑞鳳黃載信安殷松長慶新平金延海陝居咸山河南泗固統昌金東蔚榮密昌咸宜晋奉
山川同平山安興山州寧川岳栗平潤津漢山川白州黃川昌陽清東海川城營原海萊山山陽寧安寧州慶化
安
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
孟頤平道谷達瑞鳳黃載信安殷松長慶新平金延海陝居咸山河南泗固統昌金東蔚榮密昌咸宜晋奉
山川壤山安興山州寧川岳栗平潤津漢山川安州川昌陽清東海川城營原海萊山山陽寧安寧州慶化

旌蔚三江裏高通淮楊麟春厚慈江渭楚碧昌朔龍歲宜定博寧熙雲泰龜義寧德价安平江龍中江成陽
善珍陟陵陽城川陽口蹄川江昌城界原山擅城州川山川州川邊川山川城州平達川川州原西同和東川德
安
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
旌蔚三江裏高通淮楊麟春道厚慈江渭楚碧昌朔龍歲宜定博寧熙雲泰龜義道寧德价安平江龍中江成陽
善珍陟陵陽城川陽口蹄川昌城界原山擅城州川山川州川邊川山川城州達川川州原西同和東川德

廣慶鑑會茂富城吉明鏡甲三豐長新耀利北洪安德文高永定歲伊平鑑金華洪橫原寧平
興源城城寧山寧津州川城咸山水山津興川原青原邊源川原興平州咸川康原化川川城州越昌
鏡
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
廣慶鑑會茂富城吉明鏡道甲三豐長新耀利北洪安德文高永定歲伊平鑑金華洪橫原寧平
興源城城寧山寧津州川南山水山津興川原青原邊源川原興平州咸川康原化川川城州越昌

山川同平山安興山州寧川岳栗禾澗津溪山川白州黃川昌陽清東海川城營原海萊山山陽寧安寧州慶化
安
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
南郡南郡南郡南郡南郡南郡南郡南郡南郡南郡南郡南郡南郡南郡南郡南郡南郡南郡
孟順平道谷遂瑞風黃載信安殷松長魏新平金延海道陝居咸山河南泗固統昌金東壽梁密昌咸宜晉道奉
山川壤山安興山州寧川岳栗禾澗津溪山川安州川昌陽清東海川城營原海萊山山陽寧學安寧州化

旌蔚三江袤高通淮楊麟春厚慈江渭楚碧昌朔龍鐵宜定博寧熙雲泰龜義寧德价安平江龍中江成陽
善珍陟陵陽城川陽口蹄川江昌城界原山漘城州川山川州川邊川山川城州平達川川州原西同和東川德
安
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
旌蔚三江袤高通淮楊麟春道厚慈江渭楚碧昌朔龍鐵宜定博寧熙雲泰龜義道寧德价安平江龍中江成陽
善珍陟陵陽城川陽口蹄川昌城界原山漘城州川山川州川邊川山川城州達川川州原西同和東川德

廣慶鑄鍾會茂富城吉明鏡甲三豐長新端利北洪安德文高永定威伊平鑄金華洪橫原寧平
興源城城寧山寧津州川城咸山水山津興川原青原邊源川原興平州咸川康原化川川城州越昌
鏡
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
慶慶鑄鍾會茂富城吉明羅道甲三豐長新端利北洪安德文高永定威道伊平鑄金華洪橫原寧平
興源城城寧山寧津州川南山水山津興川原青原邊源川原興平興川康原化川川城州越昌

終